

## 「林業普及指導事業の在り方に関する懇談会」中間論点整理骨子(案)

### 1. 林業普及指導事業の基本的役割

森林所有者等が森林の有する多面的機能の発揮のために必要な高度かつ専門的な技術と知識を取り入れていくため、普及事業が地域の実情に適合した技術と知識を森林所有者等に普及することが必要。

知識と技術を有する専門家集団としての普及指導職員が関係者の連携・調整を促進し、試験研究機関で開発された高度な技術を組み立て実証し、普及することが普及事業の基本的役割。

### 2. 林業普及指導事業の現状

現在普及事業は、地域ぐるみの森林整備と資源の循環利用に資する林業生産活動の推進を図るため、林業経営の担い手の確保等の課題について重点的な取組を進めることとしている。

### 3. 林業普及指導事業の在り方の見直しの必要性

森林・林業基本法の基本理念を実現していくためには、森林・林業関係者のレベルで森林の多面的機能の持続的な発揮を図るための施業技術の定着等が必要であり、また、上下流の連携により国民の参画を得た地域ぐるみの森林づくり等の推進が重要。

こうした課題の実施において、専門的知識、技術面での打開、関係者との調整等普及事業がその役割を果たすことが問われている。

しかしながら、普及事業に対して近年、  
普及事業の基本的役割が見えにくくなっている  
協同事業の位置付けが変わってきたのではないか  
技術水準が十分でない  
民間に任せるべき分野があるのではないか

との指摘がある。

また、都道府県の行財政改革等の流れの中で、普及指導職員数は減少傾向にある。

このため、普及事業の基本的役割を踏まえた上で、取り組むべき分野を明確

にし、普及事業を効率的かつ効果的に推進する必要がある。

#### 4．林業普及指導事業の在り方の見直しの方向

##### (1) 林業普及指導事業の取り組むべき課題

###### ア 検討の視点

今後の普及事業は、持続的な森林経営の確立のために必要とする技術及び経営手法等の知識を森林所有者等に移転していくことが重要。

また、多様な関係者が結集した地域林政の課題の克服に向けた取り組みや広く国民の参画を得た取組に対しても普及事業として積極的に関与していくことが重要。

個々の課題と普及事業の関わり方の程度については、

技術と知識の普及を基本的役割とする普及事業が取り組むことが最も効果的、効率的な課題であるか

公益性や商業ベースでの対応の観点から民間に委ねることはできないか、又は民間が育っていないという理由で公的な普及事業が取り組むべき課題かどうか

の観点から検討する必要。

###### イ 林業普及指導事業の取り組むべき課題について

###### 持続的な森林経営の確立に資する技術の移転

森林の多面的機能の持続的発揮を図るためには、森林所有者等が、育成複層林施業等これまでの経験の蓄積が乏しいが森林の公益的機能発揮に資する高度な技術を採算性を確保しつつ自己の経営に定着させることが重要。

こうした技術や知識に関する試験研究機関の成果を試験研究機関等と連携を図りつつ、個々の現場に即して、費用削減や付加価値増大を通じ採算性を確保できるものとして組立し森林所有者等に移転することが必要。

また、風雪害や病虫獣害の発生等長期にわたる経営において森林所有者等が直面する様々な課題の解決が安定的な経営の確立の上で不可欠であるが、民間の対応が困難なことから普及指導職員が主導的に対応する必要。

###### 地域全体として取り組む課題実施への参画

森林の多面的機能の発揮のためには、流域等を単位とした面的な広がりの中で必要な施業を実施を促進し、資源の循環利用と持続可能な森林経営の確立を図ることが必要。

普及事業は、取組体制の整備のための合意形成、実施上の連携・調整、技術情報の提供等の面でこうした取組に積極的に参画。

#### 地域の取組への支援

新規就業者確保対策、森林環境教育やボランティア活動の促進による地域ぐるみの山づくり活動等社会全体で森林整備を進める機運の醸成等は、国民的支援を得つつ持続的経営を確立していくために重要な課題。

こうした課題に対し、普及事業は、指導者の養成等専門的知識の活用や技術的指導等の面で重点的に関与し、一般行政のこうした取組に協力。

### (2) 民間との連携の在り方

#### ア 民間が実施する分野

税務、労務、新たな林業機械、シイタケの種菌の取扱い等商業ベースでのサービスが整っている分野については民間専門家に任せる。

#### イ 民間との連携の在り方

民間の力の活用が可能な分野については、普及指導職員は、基礎的知識の指導や民間専門家の紹介等知識と技術の移転に係るシステムづくりに役割を限定。

### (3) 今後の事業運営の在り方

#### ア 事業運営の仕組み

重点化した課題を効率的に実施するためには、地域の要請の把握、普及すべき技術や知識の整理、取り組む課題の絞り込み、数量化した到達目標に沿った事業実施の評価とその反映を徹底。

#### イ 地域における弾力的な事業運営

森林はその公益的機能が広範囲に及ぶとともに、地域環境の保全や地域経済の活性化にも密接な関係。

国の林政上の基本的方向に即しつつ、地域の実情に即した普及を推進する観点から、国と地方が協同して普及事業を推進することとし、統一した方針の下に事業を実施する仕組みは維持することが必要。

地域の直面する多様な課題に対応するため、都道府県が、国の基本的な方向に即しつつも、地域住民の意向の反映も含めて弾力的に課題と対象者を設定して取り組むことも必要。

普及事業の活動範囲が広域化することを考慮し、普及指導区の廃止を含めた普及指導職員の活動範囲の柔軟な設定等による事業の弾力的運営を図ることが必要。

#### (4) 組織体制の在り方と普及指導職員の養成方法

##### ア 組織体制の在り方

普及指導職員の多くが一般行政と兼務している現状は、行政の動きと連動して効果的な普及を可能とする一方、普及活動の実施機会を制限するとともに技術水準の低下をもたらしているとの懸念。

普及指導職員が基本的役割とその機能を果たすために、例えば専任の普及指導職員を重点的に配置する等最も適切な普及指導職員の配置や勤務体制が確保されるべき。

##### イ 普及指導職員の資質と養成方法

今後少数精鋭の体制で多くの課題に対応していくためには、個々の普及指導職員が、その知識や技術、連携・調整の能力を今以上に高いものとして備えることが必要であり、普及指導職員の資格及び養成方法についてはこうしたことに対応するようその在り方について検討する必要。

林業専門技術員と林業改良指導員の区分は、普及指導職員を弾力的に配置して地域の状況に即して取り組むべき課題に柔軟に対応する体制を作るとの観点から支障となるとも考えられることから、今後、試験研究機関と普及指導職員の役割、機能、職員の配置の関係について改めて整理する必要。

なお、普及手当に関する規定の在り方については、普及指導職員の在り方の具体化とともに検討。

( 5 ) 国の関与の在り方

上記のような重点化、効率化の方向を踏まえ、林業普及指導事業交付金等国の関与の在り方について、更に検討。